平成２６年（フ）第１８９号
埼玉県三郷市早稲田４丁目23番地９　システムマンション早稲田102号
債務者　平井　清和
1　決定年月日時　平成26年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第６９号
埼玉県熊谷市葛和田1446番地２
債務者　舞原かおる
1　決定年月日時　平成26年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１１１号
北海道旭川市豊岡12条８丁目３番７号　シャルム玉木Ｄ号室
債務者　立岡　　知
1　決定年月日時　平成26年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月２日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６号
山形県鶴岡市三和字柴ノ越４番地１
債務者　冨樫　金雄
1　決定年月日時　平成26年５月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月２日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２６年（フ）第１６９号
埼玉県川越市南大塚５丁目25番地17　ふぉれすとわか葉102号室
債務者　大竹　歌香
1　決定年月日時　平成26年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１９３号
埼玉県川越市南大塚３丁目17番地１　ヨーコーハイツ203号室、前住所埼玉県川越市南大塚３丁目３番地14
債務者　志村　昭夫
1　決定年月日時　平成26年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第９５号
埼玉県東松山市箭弓町２丁目６番10号　Ｊコーポ201号
債務者　中村奈良夫
1　決定年月日時　平成26年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第６９号
相模原市中央区星が丘１丁目10番１号　グルワール星が丘505
債務者　中山　高利
1　決定年月日時　平成26年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第６３号
静岡県富士宮市上条1645番地の４
債務者　後藤　順子
1　決定年月日時　平成26年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月２日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第８７号
愛知県一宮市真清田２丁目３番４―307号　グランプラス真清
債務者　井本　　博
1　決定年月日時　平成26年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第９５号
愛知県一宮市大和町妙興寺字千間堂４番地３　ｅｓ，千間堂ＩＡ―105号
債務者　山本　幸二
1　決定年月日時　平成26年５月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１９号
三重県多気郡明和町大字斎宮3857番地25
債務者　小林絵里子
1　決定年月日時　平成26年５月８日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月２日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第２０号
京都府亀岡市篠町王子唐櫃越１番地114
債務者　林志玲こと田中博子こと　金　　博子
1　決定年月日時　平成26年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月２日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２６年（フ）第２６０号
大阪府南河内郡太子町大字山田890番地の１
債務者　五十川直美（旧姓大森）
1　決定年月日時　平成26年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２６２号
堺市堺区甲斐町東３丁１番13―1010号
債務者　北野　　勉
1　決定年月日時　平成26年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２８４号
堺市北区新堀町１丁59番地４
債務者　相馬華奈子
1　決定年月日時　平成26年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３１９号
堺市堺区中安井町１丁１番３―502号
債務者　玉利　康之
1　決定年月日時　平成26年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係